

戸籍システム検討ワーキンググループにおける中間取りまとめを踏まえての戸籍制度研究会の今後の検討課題等

第1 マイナンバー連携を行うためのシステム形態等について（戸籍システム検討ワーキンググループ（以下「システムワーキンググループ」という。）での中間取りまとめ）

第18回システムワーキンググループ（平成29年3月29日開催）において、委託調査研究の調査結果を踏まえ、マイナンバー連携を行うための情報の提供の在り方、マイナンバー連携を実現するためのシステム形態の在り方について、議論を行った。

その結果、補足資料12のとおり、マイナンバー連携のためのシステムの在り方については、法務省が所管する戸籍副本管理システムの仕組みを利用し、国においてマイナンバー連携用のシステムを構築する方向で検討することについて合意を得た。その議論の過程において、既存の市区町村の戸籍情報システムを一斉に移行して集約した一元化システムを構築する案については、市区町村の戸籍情報システム及びデータの現状に鑑みると、事務に与える影響が大きく、現実的ではないとの結論に至っている。他方、戸籍副本管理システムのほか、市区町村の既存の戸籍情報システムをも維持することによるコスト面への対応としては、例えば、各市区町村の戸籍情報システムについて低コストで移行することが可能なベンダー別のクラウド化を進めるなど、より長期的なスパンでシステムの集約を目指すことが考えられるとの意見で概ね一致している。

このように、市区町村の既存の戸籍情報システムを維持しつつ、戸籍副本管理システムの仕組みを利用するとの案によると、非本籍地での届出がなされた場合に、受理地で直接、戸籍記載を行うことまではできないこととなる。

今後のシステム面の課題としては、戸籍副本管理システムが保有する戸籍情報において個人を統合しマイナンバーに紐付けるに当たって、市区町村の外字（委託調査研究では、約102万字存在するとの試算）等について、文字コードを統一するための文字同定作業を行い、戸籍情報に親子関係等のリンクを設定し、その情報を記号化する等の情報の整備を行うことが必要になるとともに、戸籍情報へのマイナンバーを紐付ける具体的な方法や実施時期等について、作業の効率性や正確性等を加味しつつ、システムワーキンググループでの更なる検討が必要である。

第2 システムワーキンググループでの議論を踏まえての、本研究会における今後の議論の方向について

1 前記第1の形態案を前提とした今後の制度面での検討事項について

前記第1の形態案を前提とすると、本研究会の中間取りまとめ等従前の議論を踏まえた今後の制度面での検討事項として、以下のものが考えられる。

(1) マイナンバー連携及び連携情報を整備するに当たっての制度上の手当

ア 管掌概念

前記1のとおり形態案とすると、既存の市区町村の戸籍情報システムが維持されることから、基本的に、市区町村長を戸籍事務管掌者とする現在の規定については、特段改正する必要はない。

ただし、マイナンバー連携について、戸籍副本管理システムの仕組みを利用し、国においてマイナンバー連携用のシステムを構築するのであれば、副本の管理及び情報連携について、国が責任を持って管理・保管することの根拠規定を設ける必要があると考えられる。

イ 戸籍の特定

戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍で表示することとされている（戸籍法（以下「法」という。）第9条）。

今般の制度改正では、本籍制度については、これ以上の検討を行うことは時間的にも困難であることについては、中間取りまとめにおいても合意されているところである。

もっとも、筆頭者及び本籍により戸籍を特定する現行の制度は維持するとしても、全ての市区町村における戸籍の電子化を前提としつつ、各戸籍にマイナンバーを紐付けし又は戸籍に一意的戸籍番号を振った上、これらの番号によって戸籍に記載されている者を特定することも可能になると考えられる。

ウ 届出の際の戸籍証明書の添付省略

市区町村長は、届出の受理に際し、戸籍の記載又は調査のため必要があるときには、戸籍証明書その他の書類の提出を求めることができるが（戸籍法施行規則（以下「規則」という。）第63条参照）、戸籍副本管理システムの仕組みを利用し、国においてマイナンバー連携のためのシステムを構築することによって、非本籍地である市区町村においても、

戸籍副本管理システムを参照することにより戸籍の内容を確認して受理の判断をすることを可能とする規定を設け、戸籍証明書の添付を原則として省略する取扱いとすることが考えられる。

この点について、市区町村の戸籍事務担当職員が参照できる戸籍情報が、現在戸籍で足りるか、従前戸籍（除籍等）の情報まで必要とするのかについては、通常の事務処理においては、現在戸籍の情報で足りる場面が多いと考えられること、無制限に戸籍の情報を確認できるとすることは、戸籍事務担当職員による戸籍情報へのアクセス可能な範囲が飛躍的に拡大し、不正な閲覧の可能性が高まることから相当でないとも考えられるところであり、なお検討が必要である。

また、市区町村の戸籍事務担当職員が戸籍情報を参照できる場合を届出人からマイナンバーの提出があった場合に限るかどうか、検討が必要である。

さらに、参照する戸籍情報については、戸籍副本管理システムの情報を整備したものであり、情報整備に当たっては外字を含めて文字の同定作業を行うことが必要となる。そして、市区町村の戸籍事務担当職員は、その同定され整備された文字情報を前提に、原則として受理の判断を行い、戸籍の記載を行うこととなるため、従前の本籍地で表示されていた文字と異なるとの苦情が生ずるのではないかとの懸念が示されているため、この点について、文字の同定作業の結果を踏まえた対応を検討する必要がある。また、戸籍情報の参照に当たって、改製不適合戸籍の取扱いもなお検討する必要がある。

エ 届書の電子化

届書については、電子化し、本籍地において参照した上で、戸籍に記載する扱いとすることでどうか。併せて、提出すべき届書の通数についても一通とすることでどうか（法第36条参照。ただし、届出人の負担軽減及び市区町村の事務処理の効率化を図る等の観点から、法第36条第3項の便宜的な措置を活用して、届書の一通化を積極的に推進すべきものとされ（平成3年12月27日民二第6210号通達）、実際には届出人側における届書の一通化は図られているものの、市区町村において届書の謄本が作成されているため、届出人側及び市区町村の双方において一通化することを検討するものである。）。

また、届書の原本（ここでは紙の届書を「原本」と仮定する。）については電子化された届書情報が国に送付されることとすれば、現在のように入籍の原本を法務局に送付する必要性は特に認められず、受理地市区町村で保管することが相当と考えられるが、届書原本の保存期間については、国において電子化された届書情報が保管されているため、保存期間は、現在の5年間より短縮して差し支えないのではないかと。一方、電子化された届出情報については、保管場所の問題が生じないことから、国における保存期間を相当期間とすることが考えられる。

ただし、本研究会の中間取りまとめにおいて指摘のある、電子化することへの事務処理上の負担について、非本籍地で届出を受理し本籍地へ届書を送付する事務の負担や、法務局へ届書を送付する負担の軽減、その他の業務フローの改善等を踏まえて検討すると、メリットの方が大きいものと考えられるものの、届書の添付書面の取扱いなど、なお慎重な検討が必要である。

(2) その他戸籍制度上の課題

ア 戸籍に記載する文字に係る制度上の課題について

前記1のとおり、法務省が所管する戸籍副本管理システムの仕組みを利用し、国においてマイナンバー連携用のシステムを構築することとすると、少なくとも戸籍副本管理システムの側において、市区町村の外字等の文字同定作業が必要となる。

他方、市区町村の戸籍情報における外字等の解消を一斉に行うことは、平成6年以降の戸籍の電子化の経緯を踏まえると、直ちには困難と考えられるが、上記文字同定作業の結果を用いて、何らかの法的な制限が可能か、なお検討を行う。

イ 戸籍記載の正確性の担保について

(ア) 疑義のある届出に係る審査の在り方

現在、法務局は、一定の範囲で、市区町村から受理照会を受けて、疑義のある届出について、実体調査を含めた審査を行っているところ、法務局が行っている審査権限について明文の規定を設けるものとする。この点については、中間取りまとめにおいても、特段の異論はなかった。

(イ) 戸籍訂正制度の在り方

戸籍訂正制度の在り方については、特に、戸籍訂正の裁判がされた場合に、関連戸籍の訂正が必要となった際の職権訂正が可能か否かという点が問題となり得る。この点については、中間取りまとめ等の従前の議論を踏まえ、なお検討する。

加えて、前記1のとおり戸籍副本管理システムの仕組みを利用し、国においてマイナンバー連携用のシステムを構築する形態を用い、戸籍副本管理システムにおいて情報の整備を行い、マイナンバーと紐付けると、現在把握されていない複本籍（何らかの事情で、同一人に対して複数の戸籍が作成されているもの。）が一定程度発見される可能性が高い。現行制度においても、これらの戸籍を整理し、必要な範囲での訂正を行うなどの対応は一応可能であると考えられるが、複本籍解消のための簡易な戸籍訂正手続を可能とする規定を別途設けることについて、その是非を含め検討を行う必要があると考えられる。

ウ 戸籍謄本等の交付請求の在り方

(ア) 本籍地以外の市区町村の窓口における戸籍謄本の交付（以下「広域交付」という。）の可否について

前記1のとおり、戸籍副本管理システムの仕組みを利用し、国においてマイナンバー連携用のシステムを構築する形態を用い、戸籍副本管理システムにおいて情報の整備を行うこととするが、市区町村における戸籍情報システムは維持することを前提とした上で、広域交付の可否について改めて検討を行う必要がある。また、この検討に当たっては、現在、市区町村において推進の取組がされている戸籍の記録事項証明書のコンビニ交付との棲み分けについても整理する必要があると考えられる。

(イ) その他、交付請求における論点について

戸籍事務におけるマイナンバー連携を行うに当たっては、全市区町村において戸籍の電算化が終了している必要があるが、このことを前提として、交付請求の在り方について、更に検討すべき点はないか。例えば、一部事項証明書の活用や、前記(1)イのとおり、戸籍を特定するものとして、筆頭者及び本籍以外にマイナンバー等も活用するというのであれば、マイナンバーを用いた交付請求の可否についても考えられるところである。

エ 電算化を前提とした規定の改正

戸籍法の規定について、電算化を前提とした規定振りに改正する必要があると考えられる。

オ その他の規定の整備

その他、戸籍法の規定について、併せて検討すべき事項として考えられるものとして、例えば、死亡届の届出人について、任意後見受任者が死後事務について委任を受けているが任意後見が開始しないうちに委任者が死亡した場合、現在は法第87条2項で、任意後見人であれば届出が可能であるものの任意後見受任者については届出が認められておらず、実務上不便が生じているとの指摘がある。

今般、前記エの電算化を前提とする規定のほか、前記(1)ウ及びエのとおり、届出の受理の事務の変更が考えられることから、これらを前提に規定の見直しの要否について 検討が必要となる。